

29福保第352号
平成29年7月26日

社会福祉法人
長崎県共同募金会会長 宮脇雅俊 様

長崎県知事 中村法道



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成29年7月26日から平成34年7月25日まで(5年間)